

安保法案の採決強行―戦後の歩み 覆す暴挙

朝日新聞 2015年7月16日(木)

安倍政権が、衆院の特別委員会で安全保障関連法案の採決を強行した。

安倍首相にとっては、米議会で約束した法整備の「夏までの成就」に近づいたことになる。

だが、ここに至ってもなお、法案に対する国民の納得は広がっていない。

それはそうだろう。審議を重ねれば重ねるほど法案の矛盾があらわになり、疑問が膨らむ。首相自身が採決直前になっても「国民の理解が進んでいる状況ではない」と認めざるを得ないほどの惨状である。

■民主主義への挑戦

政権はそれでも採決を押し切った。多くの国民、憲法学者や弁護士、内閣法制局長官〇B、幅広い分野の有識者らが「憲法違反」と認める法案を数の力で押し通す。多数のおごりと無責任が極まった暴挙である。

それは憲法が権力を縛る立憲主義への反逆にとどまらない。戦後日本が70年かけて積み上げてきた民主主義の価値に対する、重大な挑戦ではないか。

審議の過程で、首相が繰り返した言葉を記憶にとどめたい。

「熟議を尽くしたうえで、決める時には決める。これは議会制民主主義の王道であろう」

だが、国民との合意形成に意を尽くそうとせず、ただ時間の長さだけで測る国会審議を「熟議」とは呼べない。

選挙で多数を得たからと言って、「熟議なき多数決」によって、平和主義をはじめとする憲法の理念、民主主義の価値をひっくり返す。

それが安倍政権の民主主義だというなら、決してくみすることはできない。

これまでの安倍政権の歩みを振り返ってみよう。

集団的自衛権の行使を認める昨夏の閣議決定に先立ち、少人数の閣僚だけで安全保障上の意思決定ができるようにする国家安全保障会議（NSC）を発足させた。あわせて成立させたのが特定秘密保護法だ。

法案が成立すれば、国民や国会の目が届かない場で、日本に対する攻撃がなくても、地球のどこでも自衛隊による武力行使に踏み込む判断ができる。

よりどころとなるのは首相や一握りの閣僚らによる「総合的な判断」である。政権に幅広い裁量がゆだねられ、国民の代表である国会の関与すら十分に担保されていない。

国民より国家。個人より公。

そんな安倍政権の民主主義観がうかがえる出来事はほかにもある。

記憶に新しいのは「マスコミを懲らしめる」「国を過（あやま）てるような報道をするマスコミには広告を自粛すべきだ」など、表現の自由にかかわる自民党議員の一連の報道威圧発言だ。

■相次ぐ自由への威圧

NHKやテレビ朝日の特定番組を問題視し、事情聴取に呼びつける。衆院選の際には各局に「公平中立、公正の確保」を求める文書を送りつける。

報道機関だけの問題ではない。表現の自由、言論の自由を規制することは、国民の「知る権利」の制限につながる。国民全体に対する権利の侵害にはほかならないのだ。

国立大学の式典での国旗掲揚や国歌斉唱を文部科学相が要請した。18歳選挙権に向けて若者への主権者教育に取り組もうという教師たちに、罰則をちらつかせて「政治的な中立性」を求める自民党の動きもあった。

権力に縛られることなく自由に報道し、研究し、教育する。健全な民主主義をはぐくむ基盤である表現や学問の自由に対し、許認可権やカネを背景に威圧する事態が進んでいる。

石破地方創生相は「『なんか感じ悪いよね』という国民の意識が高まった時に、自民党は危機を迎える」と語ったが、危機を迎えているのは国民の自由や権利の方ではないか。

自民党が野党だった3年前に決めた憲法改正草案に、その底流が象徴的に表れている。

草案は、一切の表現の自由を保障した現憲法に「公益及び公の秩序を害することを目的とした活動」は認められない、とした例外を付け加えている。

■決着はついていない

中国の台頭をはじめ、国際環境が変化しているのは首相らが言う通りだ。それに応じた安全保障政策を検討することも、確かに「政治の責任」だ。

ただ、その結果として集団的自衛権の行使が必要なら、あるいは国際貢献策として他国軍への後方支援が必要と考えるなら、まず国民に説明し、国民投票を含む憲法改正の手続きを踏むことが、民主主義国として避けて通れぬ筋道である。

これを無視しては、法治国家としての基盤が崩れる。

法案をこのまま成立させ、「多数派が絶対」という安倍政権の誤った民主主義観を追認することはできない。

まだ決着したわけではない。口先だけの「熟議」ではなく、主権者である国民の声を聞くことを安倍政権に求める。

安保法案可決 首相は丁寧な説明を継続せよ

読売新聞 2015年07月16日

安全保障関連法案が衆院特別委員会で、自民、公明両党の賛成多数で可決された。法案は16日に衆院を通過し、参院に送付される見通しだ。

法案は、日米同盟と国際連携を強化するため、集団的自衛権の限定行使を容認し、自衛隊の国際協力活動を拡充する内容である。

野党3党は採決に参加しなかった。法案の成立の阻止を目指す民主、共産両党はともかく、維新の党が退席したのは残念だった。

日本の安全保障にかかわる法案は、できるだけ幅広い合意を形成し、多くの政党が賛成

して成立させることが望ましいからだ。

我が国を取り巻く国際情勢は、かつてないほど厳しい。朝鮮半島有事における米艦防護などを可能にして、抑止力を高めることが急務だ——。この基本的な認識で与党と維新は一致していた。

維新は、政府案の対案として、領域警備法案など3本を衆院に提出し、与党との修正協議に臨んだ。集団的自衛権の限定行使の要件や領域警備のあり方などを議論したが、合意に至らなかった。

修正協議を継続することでは一致した。政府案の参院審議と並行して、協議を再開し、接点を探ることが大切である。

疑問なのは、多数の民主党議員らが採決時に委員長席に詰め寄って怒号を上げ、与党の「強行採決」を“演出”したことだ。カラフルな文字の紙を掲げるなど、テレビ映像を意識した行動だった。

委員会での審議時間は約116時間に達し、1960年以降で6番目の長さとなった。

論点はほぼ出尽くし、野党質問は繰り返しが多くなった。自民党勉強会の「報道規制」発言など、法案と関係ない質問も目立ち、採決の環境は概おおむね整っていた。

少数意見を主張する機会を確保し、きちんと耳を傾けたうえ、最後は多数決で物事を決めるのは、民主主義の基本ルールだ。

安倍首相は答弁で、法案について「まだ国民の理解が進んでいる状況ではない」と語った。確かに、法案の内容は専門的で複雑だが、日本と世界の平和と安全を守るうえで極めて重要な意義を持つ。

様々な危機に、政府や自衛隊はどう動くのか。それによって、米国などといかなる関係が築け、どんな抑止力が期待できるのか。

政府・与党は、あらゆる機会を利用し、国民に分かりやすく丁寧な説明を続ける必要がある。

野党にも、批判一辺倒でなく、平和確保の具体策を示すなどの建設的な対応が求められる

る。

社説：安保転換を問う 衆院委員会採決

毎日新聞 2015年07月16日

◇民主主義揺るがす強行

憲法違反の疑いが濃い安全保障関連法案が、衆院の特別委員会で、与党の強行採決により可決された。野党の怒号が飛び交う中、与党が「数」の力で法案を押し通した。憲法学者、内閣法制局長官OBはじめ多くの国民が反対しているにもかかわらず、安倍政権がこうした声に耳を傾けず、審議が不十分なまま採決を強行したことを、強く非難する。

戦後日本の平和は、戦争放棄と戦力不保持を定めた憲法9条の縛りと、日米安保条約による抑止力のバランスの上に、保たれてきた。

◇異論を封じ民意を軽視

集団的自衛権の行使容認を柱とする今回の関連法案は、憲法の制約をゆるめ、日米安保体制を世界規模の同盟に変質させるものだ。戦後の安全保障政策を根本的に転換させる重要法案である。

それだけに私たちは、実質11本の関連法案を絞り込んで、与野党の幅広い合意と国民の理解を得るべきだと主張してきた。安倍政権の進め方はあまりに強引だ。

きのうの質疑では、安倍晋三首相も「国民の理解は進んでいない」と認めざるを得なかった。

それでも首相は、祖父・岸信介元首相の座右の銘だった孟子の言葉を引用し「自ら顧みてなおくんば（千万人といえども我行かん）、という信念と確信があれば、しっかりとその政策を前に進めていく必要がある」と語った。

自らが進める政策は正しく、間違っているのは批判する側だと言っているかのようだ。たとえ今は反対が強くても、祖父が成し遂げた1960年の日米安保条約改定と同じように、関連法案は後世、歴史が評価すると考えているのかもしれない。

約1カ月半の衆院審議を通じて、首相には、異論に謙虚に耳を傾け、批判から必要なものをくみ取り、国民の幅広い合意形成をはかろうという姿勢が乏しかった。

関連法案は、審議が進むほど理解が深まるどころか、逆に根本的な問題があることが明確になり、各種世論調査で反対が強まる傾向にある。

問題点は、大きく分ければ、集団的自衛権の行使を容認した憲法解釈変更の是非と、安全保障上の必要性の二つに集約される。

政府の憲法解釈変更は、集団的自衛権の行使は「許されない」としてきた72年の政府見解の一部を抜き出し、結論を「許容される」へひっくり返した。論理的整合性がとれておらず、憲法は権力を制限するものだという立憲主義の理念に反する。

関連法案は「違憲法案」との批判が高まると、59年の砂川事件最高裁判決が集団的自衛権の行使容認の根拠になり得ると強調し出した。だが、砂川事件は駐留米軍の合憲性が争われた事件であり、判決は集団的自衛権の行使を認めたものではない。

安倍政権は、法案の根幹をなす憲法解釈変更の合憲性について、納得のいく説明ができていない。

集団的自衛権行使を容認する理由として挙げる「安全保障環境の変化」についても、肝心の中身の議論を深めようとしない。だから、安保環境の変化と関連法案が具体的にどう結びつくのかが、はっきりしない。

◇三権の中で行政が突出

安倍政権は、集団的自衛権の行使容認により抑止力が高まるというが、むしろ地域の緊張を高めかねない。行使の新3要件は拡大解釈が可能で歯止めにならない。

立法、行政、司法が互いに抑制し合うことによって権力集中を防ぐ三権分立は、民主主義の基盤だ。だが安倍政権のもとでは、政府の力が突出し、国会や裁判所が軽んじられているように見える。

政府が国の最高法規である憲法の解釈を恣意（しい）的に変更すると、「1強多弱」国会が、審議を十分に尽くさないまま政府決定を追認した。国会に関連法案が提出される前に、

首相が米連邦議会での演説で、夏までの法案成立を約束した。

最高裁が示した自衛権についての唯一の憲法判断である砂川判決を、政権が都合よく解釈する一方、衆参両院の「1票の格差」訴訟では、最高裁が「違憲状態」判決を出してもすぐに対処しようとはせず、判決を軽視するような態度をとった。

先月、首相に近い自民党議員らの勉強会では、関連法案をめぐって、批判的な報道機関に圧力をかけるべきだと、戦前の言論統制に通じるような議論が噴出した。言論の自由が揺らぎかねない状況も生じている。

日本の民主主義は健全に機能しているのだろうか。皮肉にも戦後70年の節目の年に、関連法案の進め方を通じて浮かび上がったのは、こんな根源的な疑問である。

関連法案はきょう衆院本会議で可決され参院に送られる見通しだが、これで決着するわけではない。違憲の疑いは全く払拭（ふっしょく）されていないし、衆院ではほとんど議論されなかった論点も多い。憲法も安全保障も議論をさらに深め、広範な国民的合意を作り上げていく必要がある。

合意形成力の低下示した採決

日経新聞 2015/7/16 付

安全保障関連法案が衆院特別委員会で与党単独で可決された。与党、民主党、維新の党が国会運営の主導権を握ろうと三つどもえの綱引きを展開したが、どの党も相手の出方を読み切れず、思惑通りの結果を出せなかった。政治の合意形成力の低下を印象付けた。

与党は間を置かずに衆院本会議で法案採決に踏み切る方針だ。週内に衆院を通過させれば9月27日の会期末まで70日あまり。参院審議が進捗しない場合に否決したとみなして衆院再議決で法案を成立させる「60日ルール」があることを考えれば、安保法案は成立に向け、大きく前進したといえる。

与党は当初、維新を自陣に取り込み、最低でも採決の場にいさせることで「円満採決」を演出しようとした。安倍晋三首相は維新の橋下徹大阪市長と良好な関係をアピールし、維新が対案を出すと「敬意を表する」と持ち上げた。

取り込み失敗は大いに不本意だろう。首相本人が「国民の理解が進んでいる状況ではない」と語る世論の逆風にも向き合わなくてはならない。

キャスティングボートを握ったはずの維新は足並みの乱れが響き、存在感を示せなかった。

対案を提出した際も民主党出身の松野頼久代表は熟議に軸足があり、大阪系の議員は与党との接点づくりを重視していた。大阪系が対案の修正案を独自に作成して与党に打診する場面もあった。

民主党は維新をつなぎ留めようと領域警備法案の共同提出はしたが、安保法案そのものへの対案はつくらなかった。外交・安保政策を巡り党内にはさまざまな意見がある。食い違いを見せないために対案づくりをあえて見送ったとみられても仕方あるまい。

何でも抵抗で支持が広がるとするのは世論の読み違いである。

安保は国の将来を左右する重要課題だ。だから活発な論戦が必要なのに、116時間に及ぶ審議時間の大半が合憲か違憲かの押し問答だった。与野党とも国会の役割をよく考え直してほしい。

「違憲」立法は許さない 安保法案、採決強行

東京新聞 2015年7月16日

「憲法違反」の疑いは結局、晴れなかった。衆院特別委員会で可決された安全保障法制関連法案。憲法九条の専守防衛を損なう暴挙を許してはならない。

安倍内閣と自民、公明両党には「ためらい」はないのか。政府提出の安保法案がきのう、衆院特別委員会で与党の賛成多数で可決された。抗議する野党の怒号が飛び交う中での採決強行である。

与党側はきょう衆院本会議でも可決し、参院に送付する方針だ。論戦の舞台を参院に移し、今の通常国会会期末の九月二十七日までの成立を目指す、という。

◆立憲主義を揺るがす

この法案の最大の問題点は、合憲性に対する疑義である。

自民政権を含め歴代内閣は、集団的自衛権の行使は憲法九条が許容する自衛の範囲を超え、許されないと憲法解釈を堅持してきた。国会や政府部内での長年の議論を経て確

立したものだ。

しかし、安倍内閣は昨年七月、憲法解釈の変更を閣議決定し、集団的自衛権の行使に道を開く安保法案を国会に提出した。

政府側は、法案は合憲だと強調し続けるが、多くの憲法学者や幅広い分野の有識者らが違憲と断じる。報道機関の世論調査でも違憲と考える国民は半数を超える。

政府はなぜ、指摘を重く受け止めず、法案成立を急ぐのか。

政府自らが長年、違憲と解釈してきたものを、一内閣の判断で合憲に変えてしまえば、憲法が権力を律する立憲主義は土台から揺らぎ、最高法規である憲法の法的安定性、規範性を損なう。

例えば政府は、徴兵制を憲法一八条が禁じる苦役に当たるとするが、集団的自衛権のように一内閣の判断で憲法解釈の変更が認められるのなら、徴兵制が将来導入される懸念は消えない、というのが国民の皮膚感覚ではなからうか。

◆現実、切迫性欠く想定

そもそもなぜ今、集団的自衛権の行使を認めなければならないのか、説得力ある説明を安倍晋三首相の口からついに聞けなかった。

首相は、冷戦構造崩壊による、アジア・太平洋地域を含む国際的なパワーバランスの変化を法案提出の理由に挙げている。

相対的に低下している米国の力を、自衛隊の支援で補い、台頭する中国との軍事バランスを保とうという発想なのだろう。

今や国際公共財ともされる日米安全保障条約体制の信頼性を高めることは必要だとしても、なぜそれが集団的自衛権の行使容認なのか、明確に説明できてはいない。

東・南シナ海で海洋進出の動きを強める中国に対して今、必要なことは、国際法に基づいて対応するよう粘り強く説得する、国際社会と連携した外交努力である。

日中間で偶発的な軍事衝突を避けるための当局者間の「連絡メカニズム」構築も道半ば

だ。両国間の信頼を醸成できるよう、首脳同士が率直に意見交換できる環境づくりを急ぐよう一層促したい。

地域の軍事的緊張をやみくもに高めては、軍拡競争を促す「安全保障のジレンマ」に陥るだけだ。

首相が海外派兵の例外として挙げたのが、中東・ホルムズ海峡での機雷除去だが、機雷を敷設して海峡を封鎖する恐れがあったイランが、激しく対立してきた欧米と核協議で最終合意した今、どれほどの現実性、切迫性があるのか。

現実離れした想定を基にいくら議論を重ねても、深まるわけがないのは当然だ。

国民の命と暮らしを守る安全保障政策は、国民の理解なくしては成り立たない。百時間以上審議を重ねても、首相自身が認めるように国民の理解が進んでいないことを、深刻に受け止めるべきだ。

違憲の疑いが晴れず、切迫性も乏しいことに加え、十本もの法案を一つにまとめて提出し、一気に審議を進めていること、首相自ら「アベノミクス解散」と位置付けた衆院選が終わった途端、安保政策も信任を得たとして強引に成立させようとする事への反発も、理解が深まらない要因であろう。

◆国民が暴走を止める

安保条約に基づく基地提供と引き換えに日本防衛の「矛」の部分に米軍に委ね、自衛隊は海外で武力の行使をしない専守防衛政策は米国の誤った戦争に巻き込まれないための先人の知恵でもある。

平和国家の歩みを戦後七十年の今、止めるわけにはいかない。

安保法案はきょう衆院を通過する見通しだが、今からでも遅くはない。政府には法案撤回の政治決断を、国権の最高機関である国会には廃案にする良識を求めたい。

審議時間をいくら重ねても、論議が深まらないまま、採決に踏み切る愚を再び犯してはならない。

国の在り方や進むべき方向を決める主権者は私たち国民だ。政府や国会の暴走を止める

ため、安保法案反対の声を上げ続けたい。

戦争法案強行採決

憲法も民意も踏みにじる暴挙

赤旗 2015 年 7 月 16 日(木)

文字通りの歴史的暴挙に、はらわたの煮えくり返る思いです。憲法の平和原則を乱暴に踏みにじる戦争法案を、日に日に高まる国民の反対の声を押しつぶし、国会での徹底審議を求める野党の声にも耳を貸さず、与党の自民・公明だけで、衆院の特別委で採決を強行する一まさに二重、三重、四重、五重の憲法破壊です。憲法も民意も踏みつけにする戦争法案の衆院通過の強行は、絶対許すわけにはいきません。

日に日に広がる反対の声

「戦争法案、絶対反対」「安倍政治を許さないぞ」

採決強行を狙う安倍晋三政権の策動で緊迫する中、国会や首相官邸周辺は、国民の強い怒りの声に包まれました。採決前夜の東京・日比谷野外音楽堂の集会には勤め帰りの労働者や市民が場外まであふれ、国会に向けたデモ行進は深夜に及びます。当日も早朝から国会周辺には市民が詰め掛け、抗議の声を終日響かせました。

戦争法案反対の声は、労働者や市民、青年、学者、法律関係者、文化人など国民各層、全国津々浦々に広がっています。どの新聞社、どの放送局の世論調査でも、戦争法案は憲法違反だ、法案は成立させるべきではないという声が半数を超えます。法案の審議が進むごとに賛成が減り、反対が増えています。安倍政権は国民に十分説明していないという声は8割を超えます。安倍内閣支持率も支持と不支持が逆転しはじめました。

安倍首相自身、締めくくり総括質問への答弁で「国民の理解は進んでいる状況ではない」と答えざるをえなかったのに、なぜ採決を強行し、成立を急ぐのか。圧倒的多数の反対の声を踏みにじて採決を強行するのは国民の声の圧殺であり、それ自体憲法の国民主権の原則に反します。特別委員会での採決は許されず、戦争法案を本会議に上程し、衆院を通過させるなどというのは論外です。

与党の自民、公明は特別委で100時間以上審議したといいます。しかし、法案審議にあたって安倍政権の態度は、憲法学者などの「憲法違反だ」という指摘に対しても、決め

るのは政治家の責任だと突き放すなど不誠実なものです。野党の議員が追及した審議に必要な資料の提出や統一見解の要求にもまともに答えず、安倍首相は最初から「決めるときは決める」と、採決強行が前提の強権姿勢でした。

だいたい、憲法違反の法案を「合憲」と見せかける理屈など出てくるはずがありません。安倍政権は集団的自衛権の行使を「合憲」だといいはるために、集団的自衛権行使とは関係ない最高裁判決しかもちだすことができませんでした。従来政府の見解で「行使は違憲」としてきた憲法解釈を変更したのは「安全保障環境」が変わったからだといいはりました。しかし、「どう変わったのか」と追及されれば、答えられません。安倍政権の主張は完全に破綻しています。

憲法違反の法案は廃案に

戦争法案がアメリカの戦争と一体化する兵たんでも集団的自衛権の行使でも憲法違反であることは明白になりました。憲法違反の法案を、数の力で押し通すことに一片の道理もありません。憲法の平和原則も国民主権も踏みにじる法案は廃案にするしかありません。

戦後70年の年に憲法の平和的民主的原則を守りぬく、正念場です。